

社会福祉法人佐那河内村社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐那河内村社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 30 年 3 月 22 日(評議員会議決日)から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。